

官報

号外

平成十三年十一月二十七日

○第百五十三回 衆議院會議録 第十九号

平成十三年十一月二十七日(火曜日)

議事日程 第十四号

平成十三年十一月二十七日

午後一時開議

第一 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救援活動の各活動の実施に關し承認を求めるの件

○今日の會議に付した案件

日程第一 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救援活動の各活動の実施に關し承認を求めるの件
雇用保険の財政の安定化及び求職者等に対する能力開発支援のための緊急措置に関する法律案(城島正光君外四名提出)

平成十三年十一月二十七日 衆議院會議録第十九号

経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律案(内閣提出)
民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に關する法律の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出)

午後一時四分開議
○議長(綿貫民輔君) これより會議を開きます。

日程第一 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救援活動の各活動の実施に關し承認を求めるの件

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救援活動の各活動の実施に關し承認を求めるの件を議題といたします。

委員長の報告を求めます。国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員長加藤紘一君。

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救援活動の各活動の実施に關し承認を求めるの件

(加藤紘一君登壇)

○加藤紘一君 ただいま議題となりましたテロ対策特別措置法第五條第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救援活動の各活動の実施に關し承認を求めるの件につきまして、国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会における審査の経過及び結果について御報告申し上げます。

本年九月十一日にアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃は、アメリカ合衆国のみならず人類全体に対する卑劣かつ許しがたい行為であり、我が国としても国際的なテロリズムとの闘いをみずから問題とみなし、その防止及び根絶のための取り組みに積極的かつ主体的に寄与すべく、政府は、去る十一月十六日、テロ対策特別措置法に基づく対応措置に関する基本計画を閣議決定し、二十日に実施要項を定め、中谷防衛庁長官が対応措置の実施を自衛隊に命じました。本件は、これを受けて、同法第五條第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救援活動の各活動の実施について、国会の承認を求めるものであります。

本件は、去る十一月二十二日本委員会に付託され、昨二十六日中谷防衛庁長官から提案理由の説明を聴取し、質疑を行いました。質疑終了後、討論を行い、採決をいたしましたところ、本件は賛成多数をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本件を委員長報告のとおり承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本件は委員長報告のとおり承認することに決まりました。

(本号末尾に掲載)

平成十三年十一月二十七日 衆議院會議録第十九号

○小此木八郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

城島正光君外四名提出、雇用保険の財政の安定化及び求職者等に対する能力開発支援のための緊急措置に関する法律案、内閣提出、経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の創出等を図るための雇用保険法等の特例措置に関する法律案、右両案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(綿貫民輔君) 小此木八郎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

雇用保険の財政の安定化及び求職者等に対する能力開発支援のための緊急措置に関する法律案(城島正光君外四名提出)

経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の創出等を図るための雇用保険法等の特例措置の特例措置に関する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 城島正光君外四名提出、雇用保険の財政の安定化及び求職者等に対する能力開発支援のための緊急措置に関する法律案、内閣提出、経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の創出等を図るための雇用保険法等の特例措置に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。厚生労働委員長鈴木俊一君。

雇用保険の財政の安定化及び求職者等に対する能力開発支援のための緊急措置に関する法律案及び同報告書
経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢

雇用保険の財政の安定化及び求職者等に対する能力開発支援のための緊急措置に関する法律案外一案 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案

者の円滑な再就職の促進、雇用の創出等を図るための雇用保険法等の特例措置に関する法律案及び同報告書
〔本号末尾に掲載〕

〔鈴木俊一君登壇〕

○鈴木俊一君 ただいま議題となりました両法律案について、厚生労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、城島正光君外四名提出の雇用保険の財政の安定化及び求職者等に対する能力開発支援のための緊急措置に関する法律案について申し上げます。

本案は、現下の厳しい雇用失業情勢に対応して、雇用保険法による求職者給付の水準を確保するため、雇用保険の財政の安定化を図るための措置を講ずるとともに、求職者給付が終了した失業者や事業を廃止した小規模企業者等が能力開発訓練を受ける場合に、求職者等能力開発給付を行う緊急の措置を講じようとするものであります。

次に、内閣提出の経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の創出等を図るための雇用保険法等の特例措置の特例措置に関する法律案について申し上げます。

本案は、中高年齢者の再就職の促進、雇用の創出等を図るため、雇用保険の受給資格者である中高年齢者について、公共職業訓練等の受講後、基本手当を支給することにより、再度、公共職業訓練等を受けることができるようにすること、

中小企業者が経営革新計画に基づき中高年齢者を雇い入れた場合には必要な助成を行うこと、専門的な知識を必要とする業務等以外の業務に従事する中高年齢者である派遣労働者の派遣期間の上限を三年間とすること等を臨時特例の措置として講じようとするものであります。

両法律案は、去る十一月十八日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、同日本委員会に付託され、坂口厚生労働大臣及び提出者加藤公一君よりそれぞれ提案理由の説明を聴取し、二十日に質疑に入り、本日質疑を終了いたしました。

質疑終了後、内閣提出の法律案に対し、日本共産党より、中高年齢者の派遣期間延長に係る規定を削除する旨の修正案が提出されました。

討論の後、まず、城島正光君外四名提出の法律案について採決の結果、本案は賛成少数をもって否決すべきものと議決いたしました。次いで、内閣提出の法律案について採決の結果、日本共産党提出の修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決いたしました。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) これより採決に入ります。

まず、城島正光君外四名提出、雇用保険の財政の安定化及び求職者等に対する能力開発支援のための緊急措置に関する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は否決であります。この際、原案について採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立少数。よって、本案は否決されました。

次に、内閣提出、経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の創出等を図るための雇用保険法等の特例措置の特例措置に関する法律案につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決いたしました。

○小此木八郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

国土交通委員長提出、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案は、委員会の審査を省略してこれを上程し、その審議を進められることを望みます。

○議長(綿貫民輔君) 小此木八郎君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加されました。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案(国土交通委員長提出)

○議長(綿貫民輔君) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の趣旨弁明を許します。国土交通委員長赤松正雄君。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

〔赤松正雄君登壇〕

○赤松正雄君 ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律、いわゆるPFI法は、平成十

一年七月に制定され、同年九月二十四日に施行されました。このPFI法の施行を受け、昨年三月には、PFI事業を進めるに当たつての基本的考え方や留意事項を示す基本方針が策定されるなど、PFIに関する制度上、実務上の枠組みが整備され、これに伴い、基本方針策定以降三十件を超える事業について、実施方針が策定されるなどの進展が見られるところであり、

しかし、現行PFI法においては、法の対象とする公共施設等の管理者の範囲が、国においては各省庁の大臣に限定されており、また、国有財産法及び地方自治法上、国または地方公共団体の行政財産は原則として貸し付けができないこととされております。

本案は、このような状況を踏まえ、PFI事業のな一層の促進を図るため、現行PFI法について所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、公共施設等の管理者等の定義に、公共施設等の管理者である衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官及び会計検査院長を加えることとしております。

第二に、国または地方公共団体は、必要があると認めるときは、選定事業の用に供するため、行政財産を選定事業者に貸し付けることができることとしております。

第三に、国または地方公共団体は、選定事業者が一棟の建物の一部が当該選定事業に係る公共施設等である当該建物の全部または一部を所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、行政財産である土地を、その用途または目的を妨げない限度において、当該選定事業者に貸し付けることができることとしております。

その他、所要の改正を行うこととしております。

以上が、提案の趣旨及び主な内容であります。本案は、本日の国土交通委員会において、賛成多数をもって起草案を成案とし、委員会提出の法

平成十三年十一月二十七日 衆議院会議録第十九号

律案とすることに決したものであります。何とぞ速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は可決いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時十九分散会

出席國務大臣

厚生労働大臣 坂口 力君
國務大臣 竹中 平蔵君
國務大臣 中谷 元君

○議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、去る二十二日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、昨二十一日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

投資の促進及び保護に関する日本国とモンゴル国との間の協定の締結について承認を求めるの件
投資の促進及び保護に関する日本国とパキスタ

投資の促進及び保護に関する日本国とパキスタ

ン・イスラム共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の議許表第三十八表(日本国の議許表)の修正及び訂正に関する二十年十一月二十七日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件

一、昨二十六日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

地方税法等の一部を改正する法律
児童福祉法の一部を改正する法律
租税特別措置法等の一部を改正する法律

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、去る二十二日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

総務委員

辞任 横光 克彦君 補欠 菅野 哲雄君
安全保障委員 菅野 哲雄君 補欠 横光 克彦君

辞任 嘉数 知賢君 補欠 大野 松茂君
大野 松茂君 補欠 嘉数 知賢君

議院運営委員 漆原 良夫君 補欠 齊藤 鉄夫君
漆原 良夫君 補欠 齊藤 鉄夫君

一、昨二十六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

外務委員 辞任 原田 義昭君 補欠 坂本 剛二君
厚生労働委員 原田 義昭君 補欠 坂本 剛二君

辞任 木村 義雄君 補欠 林 幹雄君
国土交通委員 木村 義雄君 補欠 林 幹雄君

辞任 坂本 剛二君 補欠 原田 義昭君
林 幹雄君 補欠 木村 義雄君

林 幹雄君 補欠 木村 義雄君

議院運営委員

辞任 上川 陽子君 補欠 林 幹雄君
松宮 勲君 補欠 山本 明彦君
三井 辨雄君 補欠 中村 哲治君
日森 文尋君 補欠 上川 陽子君
林 幹雄君 補欠 松宮 勲君
山本 明彦君 補欠 中村 哲治君
中村 哲治君 補欠 日森 文尋君
保坂 展人君 補欠 三井 辨雄君

(特別委員辞任及び補欠選任)
一、昨二十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員

辞任 石川 要三君 補欠 北村 直人君
大野 松茂君 補欠 吉川 貴盛君
坂本 剛二君 補欠 三ッ林隆志君
西川 京子君 補欠 菱田 嘉明君
原田 義昭君 補欠 宮腰 光寛君
鹿野 道彦君 補欠 金子善次郎君
桑原 豊君 補欠 藤村 修君
玄葉光一郎君 補欠 三井 辨雄君
島 聡君 補欠 大石 尚子君
末松 義規君 補欠 手塚 仁雄君
横路 孝弘君 補欠 松野 頼久君
渡辺 周君 補欠 江崎洋一郎君
今川 正美君 補欠 東門美津子君
菱田 嘉明君 補欠 岩倉 博文君
三井 辨雄君 補欠 山谷えり子君
東門美津子君 補欠 今川 正美君
岩倉 博文君 補欠 西川 京子君
北村 直人君 補欠 石川 要三君
三ッ林隆志君 補欠 坂本 剛二君
宮腰 光寛君 補欠 原田 義昭君
吉川 貴盛君 補欠 大野 松茂君
江崎洋一郎君 補欠 渡辺 周君

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案 議長の報告

議長の報告 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関係する国際連合決議等に基づき、自衛隊の部隊等による協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救済活動の各活動の実施に關し承認を求めるの件及び同報告書

大石 尚子君 島 聡君

金子善次郎君 鹿野 道彦君

手塚 仁雄君 末松 義規君

藤村 修君 桑原 豊君

松野 頼久君 横路 孝弘君

山谷えり子君 玄葉光一郎君

(議案提出)

一、去る二十二日、議員から提出した議案は次のとおりである。

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案(田中慶秋君外五名提出)

入札談合等関与行為の防止その他の入札及び契約の適正化等に資するための予算執行職員等の責任に関する法律等の一部を改正する法律案(田中慶秋君外五名提出)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の一部を改正する法律案(田中慶秋君外五名提出)

一、去る二十二日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関係する国際連合決議等に基づく人道的措置に關する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救済活動の各活動の実施に關し承認を求めるの件

一、昨二十六日、議員から提出した議案は次のとおりである。

子どもの読書活動の推進に関する法律案(河村建夫君外七名提出)

(議案付託)

一、去る二十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二十八号)

安全保障委員会 付託

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関係する国際連合決議等に基づく人道的措置に關する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救済活動の各活動の実施に關し承認を求めるの件(内閣提出、承認第一号)

国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十二日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

文化芸術振興基本法案

一、去る二十二日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律案

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案
新事業創出促進法の一部を改正する法律案

一、昨二十六日、予備審査のため次の本院議員提出、

出案を参議院に送付した。

入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律案(田中慶秋君外五名提出)

入札談合等関与行為の防止その他の入札及び契約の適正化等に資するための予算執行職員等の責任に関する法律等の一部を改正する法律案(田中慶秋君外五名提出)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等の一部を改正する法律案(田中慶秋君外五名提出)

一、去る二十二日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律案

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、昨二十六日、参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

児童福祉法の一部を改正する法律案

一、昨二十六日、参議院から、本院の送付した次の件を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

投資の促進及び保護に関する日本国とモンゴル国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百五十一回国会内閣提出、本院継続審査)

投資の促進及び保護に関する日本国とパキスタン・イスラム共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(第百五十一回国会内閣提出、本院継続審査)

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の議許表第三十八表(日本国の議許表)の修正及び訂正に関する二十年十一月二十七日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件(第百五十一回国会内閣提出、本院継続審査)

一、昨二十六日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

地方税法等の一部を改正する法律案
租税特別措置法等の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る二十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

朝銀信用組合の破綻に対する公的資金投入に関する質問主意書(西村眞悟君提出)

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関係する国際連合決議等に基づく人道的措置に關する特別措置法第五條第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救済活動の各活動の実施に關し承認を求めるの件

右
国会に提出する。

平成十三年十一月二十二日

内閣総理大臣 小泉純一郎

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する特別措置法第五項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救済活動の各活動の実施に關し承認を求むるの件

て発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に關する特別措置法平成十三年法律第百十三号(第五項)の規定に基づき、自衛隊の部隊等による協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救済活動の各活動の実施に關して、国会の承認を求むる。なお、当該活動を外國の領域で実施する場合の当該外國は別紙のとおりである。

別紙

活動名	当該活動を外國の領域で実施する場合の当該外國
(一) 協力支援活動	米国、英國、オーストラリア並びにインド洋(ペルシヤ湾を含む。以下同じ。)の沿岸及び我が国の領域からこれに至る地域に所在する經由地、人員の乗降地又は物品の積卸地となる國
(二) 捜索救助活動	(一)に掲げる協力支援活動を実施する國及び(三)に掲げる被災民救済活動を実施する國(インド洋の沿岸に所在する國に限る。)
(三) 被災民救済活動	パキスタン並びにインド洋の沿岸及び我が国の領域からこれに至る地域に所在する經由地となる國

理 由

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に關する特別措置法第六條第二項、第七條第一項及び第八條第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等が協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救済活動を実施す

ることとしたため、同法第五條第一項の規定により国会の承認を求めなければならないからである。

平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に關する特別措置法第五

条第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等による協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救済活動の各活動の実施に關し承認を求むるの件(内閣提出)に關する報告書

本件の目的及び要旨

本件は、平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対して我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に關する特別措置法(以下「テロ対策特措法」という。)第六條第二項、第七條第一項及び第八條第一項の規定に基づき、自衛隊の部隊等が協力支援活動、捜索救助活動及び被災民救済活動を実施することとしたため、同法第五條第一項の規定により国会の承認を求むるものである。

二 本件の議決理由

本件は、我が国が国際的なテロリズムの防止及び根絶のための国際社会の取組に積極的かつ主体的に寄与するというテロ対策特措法の目的を達成するための措置として妥当なものと認め、これを承認すべきものと議決した次第である。右報告する。

平成十三年十一月二十六日

国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動 加藤 紘一
等に関する特別委員長
衆議院議長 綿貫 民輔殿

雇用保険の財政の安定化及び求職者等に対する能力開発支援のための緊急措置に關する法律案

右の議案を提出する。

平成十三年十一月十三日

提出者

城島 正光

鍵田 節哉

加藤 公一

賛成者

安住 淳 外百十九名

釘宮 馨
大島 敦

雇用保険の財政の安定化及び求職者等に対する能力開発支援のための緊急措置に關する法律

目次

第一章 総則(第一條・第二條)

第二章 雇用保険の財政の安定化を図るための措置(第三條)

第三章 求職者等能力開発給付(第四條・第十條)

附則 六條

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、最近における経済社会の急速な変化に伴い、雇用及び失業に關する状況が悪化し、多数の者が離職又はその営む事業の廃止を余儀なくされていることにかんがみ、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十八号)による求職者給付の水準を確保するために必要な緊急の財政措置を講ずるとともに、求職者給付が終了した求職者、失業している廃業者等に対し

て、就職及び新たな事業の開始を促進するため
の能力開発を支援する求職者等能力開発給付を
行う緊急の措置を講じ、もって失業している者
の生活の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「失業」とは、離職し、
又は事業を廃止し、就業の意思及び能力を有す
るにもかかわらず、就職することができず、又
は新たに事業を開始することができない状態を
いう。

2 この法律において「能力開発訓練」とは、就職
又は新たな事業の開始の促進を図るために必要
な教育訓練として厚生労働大臣が指定するもの
をいう。

3 この法律において「特定廃業者」とは、次の各
号のいずれかに該当する事由によりその営む事
業(土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、
栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事
業及び動物の飼育又は水産動植物の採捕若しく
は養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業
を除く。)を廃止した小規模企業者(小規模企業
共済法(昭和四十年法律第百二号)第二条第一項
第一号から第四号までに掲げる者をいう。)をい
う。

一 破産、再生手続開始、更正手続開始、整理
開始又は特別清算開始の申立てその他厚生労
働大臣が定める事由が生じたこと。
二 破産、再生手続開始、更正手続開始、整理
開始又は特別清算開始の申立てその他厚生労
働大臣が定める事由が生じた事業者に対する
売掛金債権その他厚生労働省令で定める債権
の回収が困難になったことその他厚生労働省

令で定める事由により、当該小規模企業者の
事業の継続が困難になったこと。

第二章 雇用保険の財政の安定化を図るた
めの措置

第三条 国は、雇用保険法による求職者給付の水
準を確保するため、雇用保険の財政の安定化を
図るための措置を講ずるものとする。

第三章 求職者等能力開発給付
(求職者等能力開発給付)

第四条 国は、能力開発訓練を受ける者に対し
て、求職者等能力開発給付を行う。

2 求職者等能力開発給付は、能力開発手当とす
る。

(能力開発手当の受給資格)
第五条 能力開発手当は、次に掲げる者であつて
引き続き失業しているもの(第一号及び第二号
に掲げる者にあつてはこれらの号に規定する受
給資格に係る離職の日、第三号に掲げる者に
あつてはその事業を廃止した日において六十五
歳以上である者を除く。)が能力開発訓練を受け
る場合に、当該能力開発訓練を受ける期間内の
日(その者が当該能力開発訓練を受けるため待
期している期間(政令で定める期間に限る。)内
の日を含み、公共職業安定所において失業して
いることについての認定及び厚生労働省令で定
める基準に従つて能力開発訓練を受けているこ
とについての認定(以下「失業及び能力開発訓練
の認定」という。)を受けた日に限る。)について
支給する。

一 雇用保険法第二十三条第三項に規定する特
定受給資格者(以下「特定受給資格者」とい
う。)であつて、当該受給資格に係る同法によ
る求職者給付が終わつたもの
二 特定受給資格者以外の雇用保険法第十五条
第一項に規定する受給資格者であつて、当該
受給資格に係る同法による求職者給付が終
つたもののうち、当該受給資格に係る離職
の日から起算して一年を経過した者
三 特定廃業者
(認定等)
第六条 能力開発手当の支給を受けようとする者
は、厚生労働省令で定めるところにより、公共
職業安定所に出頭し、前条に規定する者に該
する旨の認定を受けなければならない。
2 前項の認定を受けた者は、能力開発訓練を受
けることとなつたときは、厚生労働省令で定め
るところにより、速やかに、その旨を同項の認
定を受けた公共職業安定所の長に届け出なけれ
ばならない。
3 失業及び能力開発訓練の認定を受けようとし
る者は、厚生労働省令で定めるところにより、
第一項の認定を受けた公共職業安定所に出頭
し、当該認定の申請をしなければならない。
4 失業及び能力開発訓練の認定は、前項の公共
職業安定所において、当該認定を受けた日から
起算して一月に一回ずつ直前の月に属する各日
について行うものとする。
5 失業及び能力開発訓練の認定を受けようとし
る者は、厚生労働省令で定めるやむを得ない理
由のために公共職業安定所に出頭することがで
きなかつたときは、前二項の規定にかかわら
ず、厚生労働省令で定めるところにより、公共
職業安定所に出頭することができなかった理由
を記載した証明書を提出することによって、当

該認定を受けることができる。

(能力開発手当の支給期間、日額及び支給日数)

第七条 能力開発手当は、前条第一項の認定を受
けた日から起算して三年(当該三年の期間内に
妊娠、出産、育児その他厚生労働省令で定める
理由により引き続き三十日以上能力開発訓練を
受けることができない者が、厚生労働省令で定
めるところにより同項の認定を受けた公共職業
安定所の長にその旨を申し出た場合には、当該
理由により能力開発訓練を受けることができな
い日数を加算するものとし、その加算された期
間が五年を超えるときは、五年とする。)の期間
内の能力開発訓練を受けている日について、日
額三千三百円を、七百三十日分を限度として支
給する。

(能力開発手当の支給方法及び支給期日)

第八条 能力開発手当は、厚生労働省令で定める
ところにより、一月に一回、失業及び能力開発
訓練の認定を受けた日分を支給するものとする。
2 公共職業安定所長は、第六条第一項の認定を
受けた者ごとに能力開発手当を支給すべき日を
定め、その者に通知するものとする。

(調整)

第九条 能力開発手当の支給を受けることができ
る者が、同一の事由により、雇用対策法(昭和
四十一年法律第百三十二号)の規定による職業
転換給付金その他法令又は条例の規定による能
力開発手当に相当する給付の支給を受けること
ができる場合には、当該支給事由によつては、
能力開発手当は支給しないものとする。ただ
し、当該相当する給付の額が能力開発手当の額

に満たないときは、能力開発手当の額から当該相当する給付の額を控除した残りの額を能力開発手当として支給することができる。

(不正利得の徴収)

第十条 偽りその他不正の行為により能力開発手当の支給を受けた者があるときは、厚生労働大臣は、国税徴収の例により、その者から、当該支給の価額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(受給権の保護)

第十一条 能力開発手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第十二条 租税その他の公課は、能力開発手当として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

(時効)

第十三条 能力開発手当の支給を受ける権利及び第十条第一項の規定による徴収金を徴収する権利は、二年を経過したときは、時効によって消滅する。

(報告等)

第十四条 行政庁は、第六条第一項の認定を受けた者に対して、この法律の施行に必要となる報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

(厚生労働省令への委任)

第十五条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、

厚生労働省令で定める。

(罰則)

第十六条 第六条第一項の認定を受けた者が、第十四条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出し、又は出頭しなかったときは、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成十六年十二月三十一日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第六条第一項の認定を受けた者及び同項の認定の申請をした者であつてこの法律の失効の際当該申請に係る処分を受けていないものについては、同日後もなおその効力を有する。

2 この法律の失効前にした行為及び前項ただし書の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の失効後にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、同項本文の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(労働保険特別会計法の一部改正)

第三条 労働保険特別会計法(昭和四十七年法律第十八号)の一部を次のように改正する。

第五条中「一般会計からの受入金」の下に「失業等給付資金からの受入金」を加え、「第八条の二第一項」を「第八条の三第一項」に改める。

第八条の三の見出しを「(失業等給付資金及び

雇用安定資金の経理方法)に改め、同条中「雇用安定資金」を「失業等給付資金及び雇用安定資金」に改め、同条を第八条の四とする。

第八条の二第三項中「前条」を「第八条」に改め、同条を第八条の三とする。

第八条の次に次の一条を加える。

(失業等給付資金の設置)

第八条の二 雇用安定に失業等給付資金を置き、一般会計からの繰入金及び失業等給付資金の運用利益金をもつてこれに充てる。

2 前項に規定する一般会計からの繰入金は、予算の定めるところにより、繰り入れるものとする。

3 失業等給付資金は、失業等給付費及び前条の規定による雇用安定からの徴収勘定への繰入金(労働保険料の返還金の財源に充てられた額の額に相当する額の繰入金に限る。)を支弁するため必要があるときは、予算の定めるところにより、使用することができる。

第九条第三項及び第十六条第三項中「当該年度の」の下に「失業等給付資金及び」を加える。

第十八条第二項中「積立金からの」の下に「これを補足し、なお不足があるときは失業等給付資金から」を加える。

第二十一条の見出しを「(失業等給付資金及び雇用安定資金並びに積立金の運用)」に改め、同条中「雇用安定資金」を「失業等給付資金及び雇用安定資金」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定により失業等給付資金の運用利益金を生じたときは、当該利益金は、失業等給付資金に編入するものとする。

附則に次の二項を加える。

12 失業等給付資金は、失業等給付の支払財源の不足が解消し、その不足が当分の間生じないと認められる場合に廃止するものとする。

13 失業等給付資金の廃止の際、失業等給付資金に残余があるときは、当該残余の額を一般会計に繰り入れるものとする。

理 由

現下の厳しい雇用失業情勢にかんがみ、失業している者の生活の安定を図るため、雇用保険法による求職者給付の水準を確保するために必要な緊急の財政措置を講ずるとともに、求職者給付が終わった求職者、失業している廃業者等の就職及び新たな事業の開始を促進するための能力開発を支援する求職者等能力開発給付を行う緊急の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約三兆二千億円の見込みである。

雇用保険の財政の安定化及び求職者等に対する能力開発支援のための緊急措置に関する法律案(城島正光君外四名提出)に関する報告書

報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、現下の厳しい雇用失業情勢にかんがみ、失業している者の生活の安定を図るため、雇用保険法による求職者給付の水準を確保する

ために必要な緊急の財政措置を講ずるとともに、求職者給付が終わった求職者、失業している廃業者等の就職及び新たな事業の開始を促進するための能力開発を支援する求職者等能力開発給付を行う緊急の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 国は、雇用保険法による求職者給付の水準を確保するため、雇用保険の財政の安定化を図るための措置を講ずるものとする。

2 国は、次に掲げる者であつて引き続き失業しているものが能力開発訓練を受ける場合に、求職者等能力開発給付として、能力開発手当を、失業及び能力開発訓練の認定を受けた日から三年の期間内の能力開発訓練を受けている日について、日額三千三百円を、七百三十日分を限度として支給するものとする。

(一) 倒産・解雇等により離職を余儀なくされた雇用保険受給資格者であつて、求職者給付が終わったもの

(二) (一)以外の受給資格者であつて、求職者給付が終わったもののうち、当該受給資格に係る離職の日から起算して一年を経過した者

(三) 倒産等の事由が生じたこと又は当該事由が生じた事業若しくは事業の回復の回収困難等により事業の継続が困難になったことによりその営む事業を廃止した小規模企業者労働保険特別会計の雇用勘定に失業等給付資金を置き、失業等給付費等を支弁するため必要があるときは、予算の定めるところにより

り、使用することができるとすること。失業等給付資金は一般会計からの繰入金及び当該資金の運用利益金をもってこれに充てるものとする。

4 この法律は、平成十四年一月一日から施行するものとし、平成十六年十二月三十一日限り、その効力を失うものとする。

二 議案の否決理由

現下の厳しい雇用失業情勢にかんがみ、失業している者の生活の安定を図るため、雇用保険法による求職者給付の水準を確保するために必要な緊急の財政措置を講ずるとともに、求職者給付が終わった求職者、失業している廃業者等の就職及び新たな事業の開始を促進するための能力開発を支援する求職者等能力開発給付を行う緊急の措置を講じようとするものであるが、適当なものと認めず、本案は否決すべきものと議決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約三兆二億円の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の見聴取

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して坂口厚生労働大臣より「政府としては反対である」旨の意見が述べられた。右報告する。

平成十三年十一月二十七日

厚生労働委員長 鈴木 俊一
衆議院議長 綿貫 民輔殿

経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の特例措置に関する法律案

右

国会に提出する。

平成十三年十一月九日

内閣総理大臣 小泉純一郎

経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の特例の特例措置に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、最近における経済社会の急速な変化に伴い、雇用及び失業に関する状況が悪化し、多数の中高年齢者(四十五歳以上の者をいう。以下同じ)が離職を余儀なくされることが見込まれること等の事情にかんがみ、中高年齢者の再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)その他の法律に関する臨時の特例措置について定め、もつて中高年齢者の雇用の安定に資することを目的とする。

(雇用保険法の特例)

第二条 雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者であつて中高年齢者であるもの(六十歳未満の者に限る。)に関する同条第三項並びに同法第二十四条第二項、第三十三條第一項、第三十六條第二項及び第五十八條第一項の規定の適用については、同法第十五條第三項中「政令で定めるもの」とあるのは「政令で定める

もの」といい、特定公共職業訓練等(中高年齢者(四十五歳以上六十歳未満の者をいう。以下同じ)の申出に基づきその再就職を容易にするものとして公共職業安定所長が特に指示した公共職業訓練等をいう。第三十三條第一項、第三十六條第二項及び第五十八條第一項において同じ。)を含む」とあるのは「中高年齢者であつて、当該公共職業訓練等を受け終わつてもなお職業に就くことができず、かつ、再就職を容易にするために公共職業訓練等を再度受けようとするものである」と認められたもの(その者が受ける公共職業訓練等の期間の合計が二年を超えないものに限る。)(又は政令で定める基準」と、同法第三十三條第一項、第三十六條第二項及び第五十八條第一項中「公共職業訓練等」とあるのは「公共職業訓練等(特定公共職業訓練等を除く。）」とする。

(船員保険法の特例)

第三条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第三十三條ノ三の規定により同法の規定による失業保険金の支給を受けることができる者であつて中高年齢者であるもの(六十歳未満の者に限る。)(に関する同法第三十三條ノ七第二項、第三十三條ノ十三第二項及び第五十七條ノ三第一項の規定の適用については、同法第三十三條ノ七第二項中「指示」とあるのは「指示(中高年齢者(四十五歳以上六十歳未満ナル者ヲ謂フ以下本章ニ於テ之ニ同じ)ノ申出ニ基キ其ノ再就職ヲ容易ナラシムルモノトシテ当該地方運輸局ノ長又ハ当該公共職業安定所ノ長ガ特にシタルモノヲ含ム第三十三條ノ十五第二項及第五十二

条ノ第三項ヲ除キ本章ニ於テ之ニ同ジ」と、同法第三十三條ノ第三項中「政令ヲ以テ定ムル基準」とあるのは「中高年齢者ニシテ当該職業ノ補導ヲ受ケ終リタルモ職業ニ就クコトヲ得ズ且再就職ヲ容易ナラシムル為ニ職業ノ補導ヲ再度受ケントスル者ト認ムルモノ(其ノ者ガ受クル当該職業ノ補導ノ期間ノ合計ガ二年以下ナルモノニ限ル)又ハ政令ヲ以テ定ムル基準」と、同法第五十七條ノ第三項中「職業ノ補導」とあるのは「職業ノ補導(中高年齢者ノ申出ニ基キ其ノ再就職ヲ容易ナラシムルモノトシテ地方運輸局ノ長又ハ公共職業安定所ノ長ガ特ニ指示シタルモノヲ除ク)」とする。

(中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律の特例)

第四条 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号。以下「中小企業労働力確保法」という。)第二条第一項に規定する中小企業者であつて、中高年齢者である労働者の募集に従事しようとするもの並びに中小企業労働力確保法第五条第一項に規定する認定中小企業者(次項の規定により読み替へて適用する中小企業労働力確保法第四条第一項の認定を受けたものを含む。以下同じ。)であつて、他の認定中小企業者をして中高年齢者である労働者の募集を行わせようとするもの及び中高年齢者である労働者の募集に従事するものに関する中小企業労働力確保法第四条第二項第五号及び第三項第三号、第十三条第一項から第四項まで並びに第十四条の規定の適用につ

ては、中小企業労働力確保法第四条第二項第五号及び第三項第三号中「事業協同組合等が第十三条第二項」とあるのは「第十三条第二項」と、中小企業労働力確保法第十三条第一項中「当該認定組合等をして労働者の募集を行わせようとする場合において、当該認定組合等」とあるのは「当該認定組合等をして労働者の募集を行わせようとする場合において当該認定組合等が認定計画に従つて当該募集に従事しようとするとき、又は事業協同組合等の構成員たる認定中小企業者(経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律第四条第二項の規定により読み替へて適用する第四条第一項の認定を受けたる他の認定中小企業者(以下「受託認定中小企業者」という。))をして中高年齢者(四十五歳以上の者)をいう。」である労働者の募集を行わせようとする場合において当該受託認定中小企業者」と、当該構成員たる中小企業者」とあるのは「当該認定組合等の構成員たる中小企業者及び当該事業協同組合等の構成員たる認定中小企業者」と、同条第二項中「認定組合等」とあるのは「認定組合等及び受託認定中小企業者」と、同条第三項及び第四項中「第十三条第二項」とあるのは「第十三条第二項(経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律第四条第一項の規定により読み替へて適用する場合を含む。)」と、中小企業労働力確保法第十四条中「認定組

合等」とあるのは「認定組合等及び受託認定中小企業者」とする。

2 中小企業労働力確保法第二条第一項に規定する中小企業者であつて中小企業経営革新支援法(平成十一年法律第十八号)第四条第一項に規定する経営革新計画について同項に規定する承認を受けた同法第二条第一項に規定する中小企業者であるものに関する中小企業労働力確保法第四条第一項及び第二項第二号、第七條第一項第四号及び第五号、第十条第一項並びに第十二条第一項の規定の適用については、中小企業労働力確保法第四条第一項中「新分野進出等」という。とあるのは「新分野進出等」という。若しくは中小企業経営革新支援法第五条第二項に規定する承認経営革新計画(以下「承認経営革新計画」という。))と、「良好な雇用の創出に資するもの」とあるのは「良好な雇用の創出に資するもの(承認経営革新計画に伴つて実施するもの)であつては、中高年齢者(四十五歳以上の者)をいう。以下同じ。を雇ひ入れるものに限る。と、同条第二項第二号中「改善事業の内容」とあるのは「改善事業の内容(承認経営革新計画に伴つて実施するもの)であつては、雇ひ入れる中高年齢者の数を含む。と、中小企業労働力確保法第七条第一項第四号及び第五号中「新分野進出等」とあるのは「新分野進出等又は承認経営革新計画」と、中小企業労働力確保法第十条第一項及び第十二条第一項中「認定中小企業者」とあるのは「認定中小企業者(改善事業であつて、職業に必要な高度の技能及びこれに関する知識を有する者の確保を図るためのもの)及び新分野進出等に伴つて実施することにより

良好な雇用の創出に資するものについての計画について第四条第一項の認定を受けたものに限る。とする。

(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の特例)

第五条 中高年齢者が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号。以下「労働者派遣法」という。)第二条第二号に規定する派遣労働者である場合における労働者派遣法第二十六條第五項、第四十條の二第一項及び第四十條の三の規定の適用については、労働者派遣法第二十六條第五項中「最初の日」とあるのは「最初の日(中高年齢者(四十五歳以上の者)をいう。以下同じ。である派遣労働者のみを当該業務に従事させる場合にあつては、その旨及び当該業務について同項に抵触することとなる最初の日)」と、労働者派遣法第四十條の二第一項中「一年」とあるのは「一年(中高年齢者である派遣労働者のみを当該業務に従事させる場合にあつては、三年)」と、労働者派遣法第四十條の三「から継続して一年間」とあるのは「から継続して一年間(当該派遣労働者が中高年齢者である場合にあつては、一年以上三年以内の期間。以下この条において同じ。と、同条第一号中「前日まで」とあるのは「前日(当該一年間が一年以上三年以内の期間である場合にあつては、当該期間が経過した日)まで」とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十四年一月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成十七年三月三十一日限り、その効力を失う。

(雇用保険法の特例に関する経過措置)

第三条 前条に規定する日(以下「失効日」という。)以前に第二条の規定の適用を受けて公共職業安定所長が指示した公共職業訓練等、失効日以前に同条の規定の適用を受けて開始された基本手当の支給及び失効日以前にされた雇用保険法第二十八条の規定による同条第一項に規定する各延長給付に関する調整については、失効日後も、なお従前の例による。

(船員保険法の特例に関する経過措置)

第四条 失効日以前に第三条の規定の適用を受けて地方運輸局長又は公共職業安定所の長が指示した職業の補導、失効日以前に同条の規定の適用を受けて開始された失業保険金の支給及び失効日以前に開始された船員保険法第三十三条ノ十三ノ三の規定による同条第一項に規定する各延長給付の支給については、失効日後も、なお従前の例による。

(中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用の改善の促進に関する法律の特例に関する経過措置)

第五条 失効日以前に第四条第二項の規定の適用を受けて行われた認定の申請に係る改善計画については、失効日後も、なお従前の例による。(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の特例に関する経過措置)

第六条 失効日以前から第五条の規定の適用を受けて継続して労働者派遣の役務の提供を受けている場合における当該労働者派遣については、

失効日後も、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七条 附則第三条から前条までに規定するもののほか、この法律の失効に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の失効前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の失効後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

最近における経済社会の急速な変化に伴い、雇用及び失業に関する状況が悪化し、多数の中高年齢者が離職を余儀なくされることが見込まれること等の事情にかんがみ、中高年齢者の再就職の促進、雇用の機会の創出等を図り、もって中高年齢者の雇用の安定に資するため、雇用保険の基本手当の支給の特例、中小企業者が行う雇用の改善に関する事業についての計画の認定の特例その他の特例措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の特例措置に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の目的及び要旨

一 本案は、最近における経済社会の急速な変化に伴い、雇用及び失業に関する状況が悪化し、多数の中高年齢者(四十五歳以上の者)をいう。

以下同じ。)が離職を余儀なくされることが見込まれること等の事情にかんがみ、中高年齢者の再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の特例措置を定めるもので、その主な内容は次のとおりである。

1 雇用保険法の特例

中高年齢者である受給資格者(六十歳未満の者に限る。)のうち、公共職業安定所長が指示した公共職業訓練等の受講後なお職業に就くことができず、かつ、再就職を容易にするために公共職業訓練等を再度受けようとするもの(その者が受ける公共職業訓練等の期間の合計が二年を超えないものに限る。)に対して、基本手当を支給することにより、再度公共職業訓練等を受けることができるようにすること。

2 船員保険法の特例

船員保険について、雇用保険と同様の措置を講ずるものとする。

3 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用の改善の促進に関する法律(以下「中小企業労働力確保法」という。)の特例

政府は、中小企業経営革新支援法に規定する経営革新計画について承認を受けた中小企業者が、中小企業労働力確保法に基づく改善計画(経営革新に伴い中高年齢者を雇い入れるものに限る。)について認定を受け、当該経営革新に伴い新たに労働者を雇い入れ又は教育訓練を実施した場合に、雇用保険法の雇用安定事業等として必要な助成及び援助を行うものとする。

4 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の特例

派遣先が、専門的な知識、技能又は経験を必要とする業務等以外の業務に、中高年齢者である派遣労働者を従事させる場合について、派遣期間の上限を現行の一年から三年に延長するものとする。

5 施行期日等

(一) この法律は、平成十四年一月一日から施行するものとする。

(二) この法律は、平成十七年三月三十一日限り、その効力を失うものとする。

議案の可決理由

最近における経済社会の急速な変化に伴い、雇用及び失業に関する状況が悪化し、多数の中高年齢者が離職を余儀なくされることが見込まれること等の事情にかんがみ、中高年齢者の再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の特例措置を定めることは、時宜に適するものと認め、本案は可決すべきものと議決した。

なお、本案に対して、日本共産党より中高年齢者の派遣期間延長に係る規定の削除を内容とする修正案が提出されたが、賛成少数をもって否決された。

また、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

雇用保険法の特例措置のための経費として、平成十三年度特別会計補正予算(特第1号)労働保険特別会計雇用勘定に九億三千万円が計上されている。

右報告する。

平成十三年十一月二十七日

厚生労働委員長 鈴木 俊一

衆議院議長 綿貫 民輔殿

(別紙)

経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法律の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 現下の厳しい雇用状況のもとで特に厳しい状況にある中高年齢者の雇用機会の確保・安定のため、募集・採用における年齢制限の緩和に向けた取組みを強化・徹底するとともに、求人開拓の強化・促進に努めるに当たり、求人内容について職務の遂行に必要な適性、能力等の程度の明確化を図ること。

二 中高年齢者の能力ミスマッチを解消し雇用の機会確保・就職の促進を図るため、人材ニーズ等に即した多様な訓練機会の確保を図るとともに、職業安定機関と能力開発機関の連携を一層緊密化するよう努めること。また、雇用の維持・創出のため、多様な働き方やワークシェアリングに関する労使関係者の合意形成に向けた取組みに積極的に協力するとともに、それらの実現のための条件整備に努めること。

三 労働者派遣制度全体の見直しについては、我が国の労働力需給調整機能全体の強化、多様な雇用機会の確保を図るため、平成十一年の改正労働者派遣法及び今回の中高年齢者の派遣期間の臨時特例措置について、その施行状況を確実に把握、検証し、雇用の安定と労働者保護の観点に立って総合的な検討を行い、必要な措置を講ずること。

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案の議案を提出する。

平成十三年十一月二十七日

提出者

国土交通委員長 赤松 正雄

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成十一年法律第百十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項第一号中「である大臣を」とある各省各庁の長(衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、会計検査院長及び大臣をいう。以下同じ。)に改める。

第四条第四項及び第五項中「関係行政機関の長」を「各省各庁の長」に改める。

第十一条の次に次の一条を加える。
(行政財産の貸付け)

第十一条の二 国は、必要があると認めるときは、国有財産法(昭和二十三年法律第七十二号)第十八条第一項の規定にかかわらず、選定事業の用に供するため、行政財産(同法第三条第二項に規定する行政財産をいう。次項及び第三項において同じ。)を選定事業者に貸し付けることができる。

2 前項に定めるもののほか、国は、選定事業者が一棟の建物の一部が当該選定事業に係る公共施設等である当該建物の全部又は一部を所有し

ようとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該選定事業者に貸し付けることができる。

3 前二項に定めるもののほか、国は、前項の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が同項に規定する建物の一部を選定事業の終了後においても引き続き所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、その者に貸し付けることができる。

4 地方公共団体は、必要があると認めるときは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、選定事業の用に供するため、行政財産(同法第二百三十八条第三項に規定する行政財産をいう。次項及び第六項において同じ。)を選定事業者に貸し付けることができる。

5 前項に定めるもののほか、地方公共団体は、選定事業が一棟の建物の一部が当該選定事業に係る公共施設等である当該建物の全部又は一部を所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該選定事業者に貸し付けることができる。

6 前二項に定めるもののほか、地方公共団体は、前項の規定により行政財産である土地の貸付けを受けた者が同項に規定する建物の一部を選定事業の終了後においても引き続き所有し

うとする場合において、必要があると認めるときは、地方自治法第二百三十八条の四第一項の規定にかかわらず、当該行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、その者に貸し付けることができる。

7 前各項の規定による貸付けについては、民法(明治二十九年法律第八十九号)第六百四条並びに借地借家法(平成三年法律第九十号)第三条及び第四条の規定は、適用しない。

8 国有財産法第二十一条及び第二十三条から第二十五条までの規定は第一項から第三項までの規定による貸付けについて、地方自治法第二百三十八条の二第二項及び第二百三十八条の五第三項から第五項までの規定は第四項から第六項までの規定による貸付けについて、それぞれ準用する。

第十二条第一項中「昭和二十三年法律第七十三号」を削り、同条第二項中「昭和二十二年法律第六十七号」を削る。

第十六条第一項中「第十二条」を「第十二条の二」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の建設、維持管理及び運営の一層の促進を図るため、公共施設等の管理者等の範囲を拡大するとともに、選定事業の用に供する等のため国又は地方公共団体の行政財産を選定事業者に貸し付けることができることとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十三年十一月二十七日 衆議院会議録第十九号

経済社会の急速な変化に対応して行う中高年齢者の円滑な再就職の促進、雇用の機会の創出等を図るための雇用保険法等の臨時の特例措置に関する法律案及び同報告書 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	〒一〇五—八四四五 東京都港区虎ノ門二丁目
電話	03 (3587) 4294
定価	本号一部 一〇〇五円 別冊